



【平成28年度税制改正について】

(法人県民税・事業税、地方法人特別税関係)

1 法人県民税・事業税等の税率が改正されました (法人県民税・事業税・地方法人特別税)

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、次のとおり法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。

【下表の
事業年度区分】

- ※1・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
- ※2・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
- ※3・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度
- ※4・・・平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
- ※5・・・平成31年10月1日以後に開始する事業年度 (今回改正 白抜き 部分)

○法人県民税

区 分	事業年度の区分(※)／税率(%)				
	※1	※2	※3	※4	※5
資本金又は出資金の額が1億円を超える法人又は資本金又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人	5.8%	4.0%			1.8%
上記以外の法人	5.0%	3.2%			1.0%

○法人事業税

法人／割の区分	課税標準の区分	事業年度の区分(※)／税率(%)						
		※1	※2	※3	※4	※5		
① 外形標準課税対象法人	付加価値割	一律	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	
	資 本 割	一律	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	
	所得割	事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	1.9%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%		3.2%	2.3%	0.5%	2.7%		
所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%			
② ①以外の普通法人等	所得割	資本金の額が1千万円以上で事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	9.6%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	5.0%
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%	5.1%	5.1%	5.1%	7.3%
			所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	9.6%
③ 特別法人	所得割	資本金の額が1千万円以上で事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	6.6%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	5.0%
			所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	6.6%
④ 収入金課税事業を行う法人	収入金額に対して一律		0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1.3%	

○地方法人特別税

【下表の事業年度区分】

- ※1・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
- ※2・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
- ※3・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度
- ※4・・・平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
- ※5・・・平成31年10月1日以後に開始する事業年度（今回改正 白抜き 部分）

課税標準額の区分	事業年度の区分(※)／税率(%)				
	※1	※2	※3	※4	※5
外形標準課税対象法人の基準所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税対象法人以外の基準所得割額・基準収入割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%	廃止

○予定申告の経過措置

平成31年10月1日以後に最初に開始する事業年度の予定申告税額の計算は以下のとおりとなります。

- ・法人県民税法人税割（地方税法施行令平成28年改正令附則第3条）

前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数

- ・法人事業税（地方税法改正法（平成28年）附則第6条）

前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 8.6 ※付加価値割・資本割・所得割の各割ごとに計算します。

2 地方創生応援税制(特定寄附金税額控除)の創設（法人県民税・法人事業税）

(1) 要件等（地方税法改正附則（平成28年）第8条の2の2、第9条の2の2）

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附（「特定寄附金」といい、寄附金額が10万円未満のものを除きます。）について、現行の寄附金の損金算入制度に加え、法人事業税額・法人住民税法人税割額及び法人税額から次の金額を控除します。

(2) 税額控除される金額

法人事業税：特定寄附金額の10%を控除

法人住民税法人税割：特定寄附金額の20%（道府県民税5%、市町村民税15%）を控除

（平成31年10月1日以降開始事業年度は道府県民税2.9%、市町村民税17.1%）

※寄附金額の20%のうち法人住民税法人税割で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附金額の10%限度、法人税額の5%限度）

※控除額の上限：法人事業税額の20%（地方法人特別税廃止後は15%）、法人住民税法人税割の20%

※税額控除の順序は以下のとおりです。

法人住民税：①特定寄附金税額控除 ②外国税額控除 ③仮装経理の過大申告の控除 ④租税条約の実施

法人事業税：①平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除 ②特定寄附金税額控除

③仮装経理の過大申告の控除 ④租税条約の実施

※2以上の都道府県に事務所等を有する場合の控除額の按分は、法人住民税では従業者数で、法人事業税では課税標準額の分割基準を基準に計算します。

(3) 税額控除の対象となる寄附等

ア 寄附金額10万円未満の場合、普通交付税の不交付団体に対する寄附、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外です。

イ 青色申告書を提出している法人が、改正地域再生法施行の日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までに支出した特定寄附金が対象となり、特定寄附金を支出した日の属する改正地域再生法施行の日以後に終了する事業年度から控除できます。

(4) 手続・添付書類等

特定寄附金税額控除の適用を受けるには、確定申告書等に、特定寄附金の額・控除額の計算等の記載がある総務省令で定める明細書及び控除の対象となる寄附であることを証する書面を添付が必要です。

【誤りが多くなっています！】

地方公共団体の行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附金が対象です（NPO等への寄附金は対象ではありません）。確定申告書又は仮決算による中間申告に一定の事項を記載した場合に限り適用が認められます（当初申告要件があります）。

3 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置の拡充 (経過措置)

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の(1)の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除する制度が拡充されました。なお、仮決算の中間申告は適用対象となりません。

(1) 要件 ア及びイの両方を満たすこと (地方税法改正法附則(平成28年)第5条)

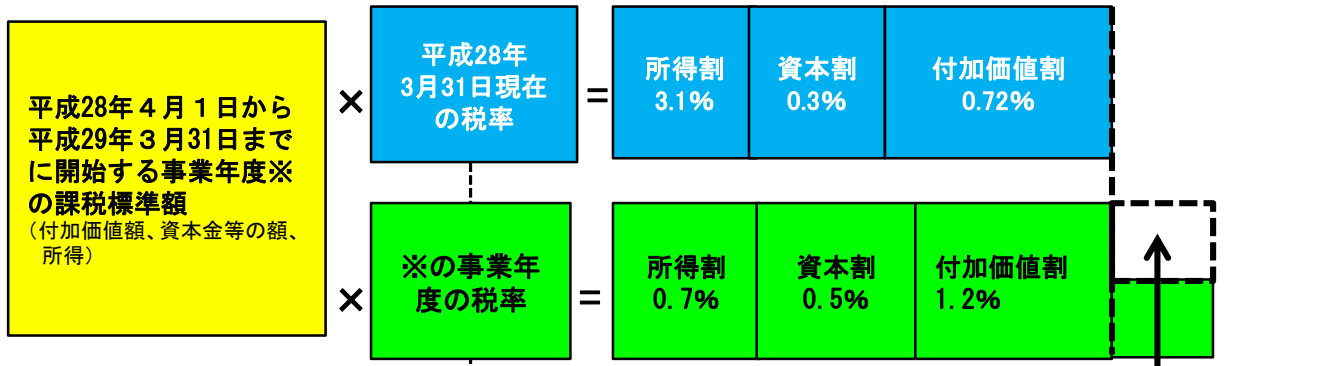
- ア 調整後付加価値額(※①) < 40億円
- イ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額(※②) < 基準法人事業税額(※③)

- ※① 付加価値額×12÷事業年度の月数(1月未満切り上げ)
- ※② その事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得(関係都道府県分割後、1,000円未満切捨)にそれぞれ平成28年3月31日現在の規定による税率を乗じた金額(100円未満切捨)
- ※③ その事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

(2) 控除額の計算

- ア 調整後付加価値額 ≤ 30億円の場合・・・(※③-※②)×一定割合(※)
- イ 30億円 < 調整後付加価値額 < 40億円の場合
・・・(※③-※②)×一定割合(※)×(40億円-調整後付加価値額)÷10億円

(3) 計算例 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度の場合



【誤りが多くなっています！】
埼玉県への申告では「平成28年3月31日現在の税率」として次の表の税率を使用してください。

区分税率	所得割				資本割	付加価値割
	年400万円以下	年400万円超 年800万円以下	年800万円超	軽減税率 不適用法人		
	1.6%	2.3%	3.1%	3.1%	0.3%	0.72%

※一定割合	
事業年度	割合
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	1/4

4 その他

(1) 欠損金の繰越控除等

ア【法人県民税】

平成30年4月1日以降開始事業年度について生じた控除対象個別帰属調整額等の控除期間が10年に延長されました。

イ【法人事業税】

中小法人等(注)以外の法人の欠損金の損金算入限度額が以下のように改正されました。

- 平成27年4月1日～平成28年3月31日までに開始する事業年度→65%
- 平成28年4月1日～平成29年3月31日までに開始する事業年度→60%
- 平成29年4月1日～平成30年3月31日までに開始する事業年度→55%
- 平成30年4月1日以降開始事業年度→50%

(注) 中小法人等とは、普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもので資本金5億円以上の法人による完全支配関係がないなど一定のもの、公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等をいいます。

ウ【法人事業税】

平成30年4月1日以降開始事業年度について生じた欠損金の繰越期間が10年に延長されました。

4 その他 (2) 不申告加算金・重加算金の加重 (法人事業税・地方法人特別税)

ア 不申告加算金を15%で課される場合又は重加算金を課される場合で、その加算金の決定の基礎となった更正等の日の前日から5年前の日までに、不申告加算金を15%で又は重加算金を課されたことがあるときは、更正等により納付すべき税額の10%相当額を加重します。

イ この規定は、平成29年1月1日以降に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

【 埼玉県からのお知らせとお願い 】

<お知らせ その1 申告書様式・納付書のダウンロード>

埼玉県では、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書、申請書、納付書をホームページに掲載しています。ここから、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

もしくは次のメニューから

埼玉県HP総合トップ→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」
→「各種申請申告様式のダウンロード」 からダウンロードしてご利用ください。

<納付書の使用についてのお願い>

納付書は会計ソフトにより作成した納付書は使用せず、上記ホームページからダウンロードしてご使用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

<お知らせ その2 地方税電子申告システムeLTAXのご利用について>

埼玉県への法人県民税・事業税・地方法人特別税のご申告・納税は、簡単・便利な電子申告・電子納税がご利用できます。

詳しいご利用方法は、eLTAXホームページ:<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

<お知らせ その3 平成27年度以前の税制改正に伴う留意点について>

○ 利子割の廃止

平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われる利子等は、利子割が課されず、かつ、法人県民税からの控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 資本割・均等割税率区分の適用の基礎となる「資本金等の額」について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人県民税均等割の税率区分の適用の基礎となる「資本金等の額」、外形標準課税の資本割の「資本金等の額」について、以下のとおりとなっています。無償増資・無償減資がある場合にはご注意ください。

①法人税法上の「資本金等の額」又は「個別連結資本金等の額」

②平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に行った無償減資、
資本準備金の減少による欠損填補額

③平成18年5月1日以降行った資本剰余金の減少による損失填補額
(資本金、資本準備金を減少しその他資本剰余金に計上してから1年以内に損失の填補にあてた場合に限る)

④平成22年4月1日以降行った利益準備金、その他利益剰余金による無償増資

※合同会社等の持分会社については②、③及び④の規定は適用することはできません。

地方税法上の「資本金等の額」 = ①－②－③＋④

なお、上記で算定した資本金等の額と「資本金＋資本準備金」を比較し、「資本金等の額」<「資本金＋資本準備金」の場合は、地方税法上の「資本金等の額」は、「資本金＋資本準備金」の合算額となります。